

産婦健康診査（以下、産婦健診）の目的：産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間及び産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳及び精神状態の把握等）により、産婦のメンタルヘルスや育児に関する状況・気持ちを把握し、産婦への多角的な支援を早期から実施する。

※参考

- 実施主体：市町村
- 実施施設：分娩取扱医療機関
- 対象者：産後2週間及び1か月等出産後間もない時期の産婦で、県内市町村に住民票のある者
- 回数及び受診時期：産後2週間及び1か月の計2回
- 実施項目：健康状態・育児環境の把握、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

●精度管理と事業評価：市町村 → 県

（国保連合会から返却のあった受診票について、必要な項目をデータで管理し集計表にまとめ県に提出）

- 評価の視点：①健診で、母体の身体的機能の回復や授乳状況、精神状態を把握し、要支援者の抽出ができているか
 ②分娩取扱医療機関から、市町村へ適切に情報提供される等連携体制がとれているか
 ③抽出した要支援者が適切な支援に繋がっているか

【今回の調査】対象：R5年4月1日～12月31日までに出産した方

【結果】

- 受診者数と受診率：産後2週間健診の受診者数：2,456人、産後1か月健診の受診者数：2,518人
 受診率は、産後2週間健診：96.4%、産後1か月健診：98.7%
 ※参考〈R4〉産後2週間健診：92.7%、1か月健診：97.0%、〈R3〉産後2週間健診：90.2%、1か月健診：93.6%
- EPDS結果：EPDS「9点以上」及び「項目10（自傷の衝動）が1点以上」の割合
 2週間健診：延264人（10.7%）、1か月健診：延154人（6.1%）
 ※参考〈R4〉産後2週間健診：13%、1か月健診：7%、〈R3〉産後2週間健診：11%、1か月健診：7%
- 情報提供：受診者のうち、医療機関から市町村へ情報提供がされた方の割合
 2週間健診：16.8%、1か月健診：13.1%
 ※参考〈R4〉産後2週間健診：16.8%、1か月健診：13.3%、〈R3〉産後2週間健診：15.1%、1か月健診：11.2%
- 市町村の対応：医療機関からの情報提供後に支援をした割合（支援実人数/情報提供数）
 2週間健診受診後、1か月健診までの間に支援：**64.280.6%**、
 1か月健診受診後、1か月健診以降に支援：**74.890.0%**
 ※参考〈R4〉産後2週間健診後：72.5%、1か月健診後：90.3%、〈R3〉産後2週間健診後：98%、1か月健診後：98%
 ※最も対応率が低い市は、2週間健診後：**32.463.1%**、1か月健診後：**56.388.0%**。
 その1市を除く他市町村の対応率は、2週間健診後：101%、1か月健診後：103%
- 精神科への紹介及び受診：産婦健診後に精神科を紹介された方は計11名。うち、9名が受診、1名未受診、1名不明

対応率が最低の市より、再度確認したところ計上ミスが発覚したため、再提出あり

【分析について】

○評価の視点①健診で、母体の身体的機能の回復や授乳状況、精神状態を把握し、要支援者の抽出ができていますか

→高知県では、2週間健診の時点で、EPDS高値（9点以上及び項目10が1点以上）の方が10.7%、産後1か月時のEPDS高値は約6.1%となっていることから、一定数抽出はできているのではないかと考えられます。

※参考値：国の調査における産後1か月までのEPDSが9点以上の褥婦の割合：9.9%
うつ病既往のない女性における産後うつ病の発病率はおよそ12%

○評価の視点②分娩取扱医療機関から、市町村へ適切に情報提供される等連携体制がとれているか

→医療機関から市町村に対しては、R3年以降、産婦健診受診者のうち2週間健診では約15～17%、1か月健診では約11～13%の方の情報提供がされており、市町村との連携体制が整ってきていると考えられます。

○評価の視点③抽出した要支援者が適切な支援に繋がっているか

→市町村では、情報提供がされた後、支援の必要な方へ電話や家庭訪問等の対応がされているところが多いが、対応が不十分な市もあることから、情報提供後の市町村での対応については、今後支援体制等を整えていくことを協議していく必要があると考える。

→精神科受診が必要な方も一定数存在するが、1名を除き未受診者はおらず、精神科医療機関でも産婦を受け入れる体制が整っており適切な医療につながることができていると考える。

○その他

・産婦健診の受診率について、年々受診率は上昇しており、R5年度は、2週間健診、1か月健診ともに95%を超えている。

ただし、2週間健診については、未受診者も一定数あることから、未受診の防止のためには、市町村が母子健康手帳を交付する際や、奔走型相談支援の妊娠8か月時アンケートや面談時等に、妊婦健康診査と併せて、産婦健診の受診勧奨を続けること、分娩取扱施設での産婦健診受診の重要性の啓発が必要であるため、引き続き、出産後退院時に県作成のリーフレット等を活用し、産後2週間と1か月の産婦健診受診について周知・啓発をお願いしたい。

【分娩取扱医療機関へのお願い】

◇産婦健診受診率向上にむけて（再掲）

・出産後退院時に県作成のリーフレット等を活用し、産後2週間と1か月の産婦健診受診について周知・啓発をお願いします

◇情報提供をお願いしたい方

・EPDSの点数が高い方（9点以上、項目10が1点以上）、「市町村の支援の必要性有」に該当する方

◇情報提供いただく際のお願い

・情報提供をいただく際には、EPDSの点数に加え、具体的な聞き取り内容等の記載をできるだけお願いします

・市町村に情報提供した場合、市町村の「支援の必要性有」に該当すると思われるため、受診票への記載もお願いします